

平成28年度 第3回定期監査（平成29年3月31日報告）  
 対象部局：農林部、下水道部、行政センター、水道局

【指摘事項】

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内容
1 下水道維持課	1 収入事務について (1) 調定事務 公共下水道敷占用料の算定に誤りがあった。 占用料については、郡山市下水道条例第19条第2項、第3項及び郡山市道路占用料徴収条例第2条の規定に基づき、占用許可申請のあった占用物件の占用料を算定し徴収しなければならないが、公共下水道敷占用物件の占用料について、外径の異なる部分の算定が行われていなかったため、調定及び徴収した占用料に不足が生じていた。	措置 (完了)	不足額につきましては、速やかに調定を行い、納入の通知書を発しました。 今後は、占用物件の図面を十分に確認し、適正な事務処理に努めてまいります。  平成30年2月19日措置通知 市長
2 水道局浄水課	(2) 徴収事務 行政財産使用料の徴収に適切でないものがあった。 行政財産使用料については、郡山市水道局行政財産使用料規程第2条の規定による郡山市行政財産使用料条例第4条の規定に基づき、許可の際に徴収しなければならないが、水道用地使用料について許可の際徴収していなかった。	措置 (完了)	平成30年度の水道用地使用料については、処理手順に基づき、4月1日に許可を行い、納入通知書を4月1日付で5月1日を納期限として発行し収納しました。今後は複数の職員によるチェック体制のもと、適正な処理に努めてまいります。  平成30年11月27日措置通知 市長
3 農地課	2 支出事務について (1) 賃金支出事務 臨時職員の賃金支出に適切でないものがあった。 支出権者は、郡山市財務規則第55条の規定に基づき、支出の根拠等を確認し支出の決定をしなければならないが、休日の確認を誤って臨時職員出勤調書を作成し、賃金を過支給しているものがあった。	措置 (完了)	過支給分の賃金6,700円については、速やかに戻入いたしました。 今後は、出勤簿、休暇等届簿、通勤届及び雇用通知書の照合を複数名で行うこととし、記載誤りやシステムへの入力誤りのないようチェックを重ね、適切な事務処理に努めてまいります。  平成29年8月21日措置通知 市長
4 逢瀬行政センター	(2) 委員報酬支出事務 委員報酬の支払いが遅延しているものがあった。 財産区管理委員に対する報酬は、郡山市財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例第3条第2項の規定に基づき、上期分は9月15日に支給しなければならないが、財産区の管理委員に対する報酬を遅れて支給していた。	措置 (完了)	現在は、条例に基づく適正な報酬支払いを行っております。  平成30年2月19日措置通知 市長
5 農地課	3 契約事務について (1) 契約締結事務 ア 誤った遅延利息の率で契約を締結しているものがあった。 契約に際し、相手方の責めに帰すべき履行遅滞による遅延利息については、郡山市契約規則第12条の規定に基づき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率としなければならないが、緑地等維持管理業務委託契約において、決定と異なる率で契約を締結していた。	措置 (完了)	誤りのあった契約書については、速やかに訂正いたしました。 今後は、契約書作成の際に、複数名での確認を行い、記載誤り等がないように努めてまいります。  平成29年8月21日措置通知 市長
6 熱海行政センター	イ 契約締結が適正に行われていないものがあった。 委託業務の単価契約については、郡山市事務決裁規程第4条の規定に基づき、決裁権者の決裁を受けなければならないが、簡易水道メーター検針業務委託契約について、決裁を受けていなかった。 さらに、郡山市文書等取扱規程第29条第3項の規定に基づく公印管理者等の審査及び承認を受けずに、契約書に公印を押印していた。	措置 (完了)	現在は規定に基づき適正に起案及び決裁の事務処理を行っております。 また、契約締結に当たっては、公印管理者の審査手続きを行った上で、公印を押印するよう、適正に事務処理を行っております。  平成30年2月19日措置通知 市長

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内容
7 中田行政センター	(2) 支出負担行為事務 ア 支出負担行為を行わずに契約を締結しているものがあつた。 委託料については、郡山市財務規則第53条の2第1項、第3項の規定に基づき、契約を締結する際に支出負担行為として整理しなければならないが、簡易水道料金収納業務委託契約において、支出負担行為を行わずに契約を締結していた。	措置 (完了)	簡易水道料金収納業務委託契約につきましては、財務規則に基づき平成28年度中に支出負担行為を行いました。 また、平成29年度の同業務委託契約につきましても、適正に支出負担行為を行いました。 今後は、財務規則等に則り、適正な事務執行に努めてまいります。  平成29年8月21日措置通知 市長
8 園芸畜産振興課	イ 支出負担行為の確認を受けずに契約を締結しているものがあつた。 委託料については、1件の金額が200万円を超えて契約をする場合は、郡山市財務規則第54条第1項の規定に基づき、契約を締結する際に支出負担行為として出納機関の確認を受けなければならないが、PR動画制作・PR活動業務委託契約において、確認を受けずに契約を締結していた。	措置 (完了)	本支出負担行為については、速やかに出納機関の確認を受けました。 今後は、複数の職員によるチェック体制のもと、適切な事務処理に努めてまいります。  平成29年8月21日措置通知 市長
9 総合地方卸売市場 管理事務所 安積行政センター 田村行政センター	4 財産管理事務について (1) 公有財産管理事務 行政財産目的外使用許可を財務会計システムに登録していないものがあつた。 公有財産管理権者は、行政財産の目的外使用許可をしたときは、郡山市財産規則第27条の規定に基づき、許可の内容を財務会計システムに登録しなければならないが、これを行っていないものがあつた。	措置 (完了)	(総合地方卸売市場管理事務所) 行政財産の目的外使用許可による財務会計システムへの登録につきましては、財産規則に基づき、平成28年度中に登録いたしました。  (安積行政センター) 許可の内容につきまして、速やかに財産規則に基づき財務会計システムへの登録を行いました。  (田村行政センター) 行政財産の目的外使用許可による財務会計システムへの登録につきましては、財産規則に基づき、平成28年度中に登録いたしました。  平成29年8月21日措置通知 市長